

No.	圏域	大項目	中項目	項目	意見・質問の概要	回答の概要	その後の措置状況	担当課
1	01松江	03_地域保健対策	03_肝炎対策	肝炎患者への県の支援について	<p>全国各地の地裁で行われている肝炎患者の和解は、ほんの一部であり、いわゆるカルテの無い患者は、裁判さえ受けることが出来ない。患者は高齢化が進み、年金生活者が大半。国の救済が出来ないのなら、地方公共団体で救済の方法を考えるべきであり、県は素早く患者の実態を調査把握し、医療費の無料化と生活支援を条例化し救済すべき。 C型肝炎で今まで治療をしてきた。資金面、家族の犠牲にもして来た。今後、生活支援をされたい</p>	<p>肝炎訴訟については、昨年和解がなされ、その対象となるケースについては、和解内容に基づき国が責任を持って対処すべきものである。国においても、肝炎対策基本法に基づき策定された「肝炎対策の推進に関する基本的な指針（平成23年5月16日）」の中で、抗ウイルス療法に対する経済的支援に取り組み、その効果を検証していく必要を明記しており、国の動向を注視していきたい 肝炎訴訟に関しては、カルテがない患者に対しても、血液製剤が使用された客観的事実が証明できれば、救済申請できると聞いている。詳しいことは弁護団の方に相談されたい 肝炎患者やその家族からの治療方法や医療費助成、日常生活の注意点などの相談については、県内各保健所や島根大学に肝炎相談センターがあり利用の啓発をしている 一般的な生活支援については、他の疾病で苦しんでいる方や障害のある方も、生活支援を受けたいと思われており、全ての方に生活支援するのは困難であり、生活支援については、国の生活支援制度の中で考えていくべきものと思っている 肝炎ウイルス無料検査機関の拡充については、肝炎対策協議会の中で協議していただき、現在、大幅に検査機関を増やすよう、医師会を通じて進めているところ</p>	<p>・C型肝炎特別措置法に基づく給付金の請求期限が5年間延長された。（H30.1.15まで延長） ・肝炎ウイルス無料検査機関を大幅に拡充した。（24医療機関→167医療機関）</p>	健康推進課 薬事衛生課
2	01松江	03_地域保健対策	03_肝炎対策	肝炎ウイルス性がんの検診広報について	<p>5大がんについてはがん検診を受けるようにPRされているが、肝炎ウイルス性がんはされていないので広報されたい</p>	<p>肝炎に係る検診について普及・啓発について努めていきたい</p>	<p>回答のとおり</p>	健康推進課
3	01松江	03_地域保健対策	03_肝炎対策	肝硬変の難病指定について	<p>肝硬変について、難病指定をしてもらいたい 国へ県から申し出てもらいたい</p>	<p>がんや肝硬変の難病指定については国の制度であり、可能かどうか国の動向も含めて考えていきたい</p>	<p>回答のとおり</p>	健康推進課
4	01松江	08_その他（共通）	02_公聴会	公聴会の会議録について	<p>今日の会議録を作って貰いたい</p>	<p>年度末に、本日の意見と県からの回答、公聴会後の対応状況や予算等の確保などまとめたものを、出席された皆様に送付することとしている</p>	<p>市町村等への周知に努めていく</p>	健康福祉総務課
5	01松江	02_地域医療対策	03_がん対策	がん検診啓発サポーターへの支援	<p>私はがん検診啓発サポーターとして市町村・事業所等がんと体験や経験を活かして啓発活動を続けているが、その活動数はもっと伝えたいと思う気持ちにはほど遠い状況。 小さなサークル活動の場、お茶飲み会の場でも私たちは行って話をしたいと思っている。 私たちの活動が検診率アップにつながり、自分の健康は自分で守るという意識づけのきっかけになるのであればと思っている。 がん検診啓発サポーターの存在をもっと宣伝して活動の場を増やしていただきたい。</p>	<p>啓発サポーターの活動については、市町村・団体・企業からの要請に基づいて行っている状況。基本的には市町村が企画・実施する啓発イベントでの活動に協力頂くということが中心となっている。 提案のように、活動を広げていくためには小さな集会から始めていくのが非常に大事なことだと感じている。また、ロコミによる啓発は検診の受診者の増加にもつながると考えるので、市町村に対し活動の場を広げるように検討して貰う様伝える。 また、企業や団体からの要請については、事業所に出向く出前講座を行っており、その中で体験談などを語っていただいているが、回数が少ないことから、がん検診啓発協力事業所等に活動紹介を行い広げていきたい。 また、各種イベントや、フォーラムなどを通じてピアサポーターの存在や、活動内容のPRにも取り組みたい</p>	<p>市町村等への周知に努めていく</p>	健康推進課

No.	圏域	大項目	中項目	項目	意見・質問の概要	回答の概要	その後の措置状況	担当課
6	01松江	04_高齢者施策	03_認知症対策	若年性認知症対策について	<p>若年アルツハイマー病の人は、デイサービス等の施設で高齢者と一緒に暮らすことがなじみず、適当な居場所が無いことが問題となっている。それ以前の問題として、若年アルツハイマー病の人が圏域にどれだけいるのか、実態調査がされているか。</p> <p>また、そういう方たちがデイサービスや施設に入る場合、なかなか受け入れ先が無く家族の方が悩んでいる。この点についてどのように考えているのか。</p> <p>そのためには介護職員も普通の介護とは違うものがあると思うが、そういうことに関してどのように計画していることがあるか聞きたい</p>	<p>介護認定を受けておられない方の状況把握は非常に難しい状況。</p> <p>若年性認知症施策は、今年6月に示された厚生労働省のPTによる報告書「今後の認知症施策の方向性について」でも触れられているが、国の方もこれからといった状況。</p> <p>県としても、国の動向を注視しながら、まずは現在進めている認知症対策の中、例えば・認知症サポート医の養成、・地域包括支援センターによる認知症患者支援などにおいて、若年性認知症についても、重要なテーマとして取り組んでまいりたい</p>	H25予算において、若年性認知症に関する研修会と家族等との交流会に関する予算を計上済み。	高齢者福祉課
7	01松江	06_障がい施策	01_自立支援関係	要医療障がい児(者)の訪問看護について	<p>要医療支援児(障がい児者)の訪問看護について実態調査をされたのだろうか。学校やいろいろなところに行った時に処置を教えて欲しいが、訪問看護は自宅でしか受けられないことになっており、いろいろなところに連れ出せなく困っている。特に学齢期児童生徒の場合、本人による生活技術向上にとって欠かせない場合に依じてと制限しても早急に実施して欲しいサービスである。</p> <p>鳥取県では平成15年頃にいろいろなところで行えるとしている。</p>	<p>訪問看護に係る実態調査については訪問看護ステーションに対して、小児への訪問看護が対応可能か否かの調査を行った。対応が可能とした施設は2割であったが、条件として“児童の病状、ステーションの稼働状況による”との回答であった。</p> <p>また、事業実施に当たっては、主治医のバックアップ、ステーションの技術研修、児童との関係者との連携が必要とのことであった。</p> <p>現段階ではこのような状況であり、医療処置が必要で、訪問看護を受けたい場合は主治医に相談されたい</p>	訪問看護ステーション等の診療報酬制度が整わなければ対応困難である	健康推進課
8	01松江	05_児童・家庭施策	04_その他	いじめに対する居場所づくりについて	<p>いじめについて、子どもが気軽に相談できるいろいろな場の機会があればいいと思う。</p> <p>いじめの場である学校とは違う場所に、異年齢集団の集える居場所があって、そこに助けてくれると感じさせたり、様子が変だと気づき、さり気なく声かけしたい、してくれる大人や年上の子どもがいるのが一番いいと思うが、そんな居場所がないとしたら作っていただきたい。</p>	<p>かつては地域において自然発生的な異年齢集団があり、それに代わるものとして、放課後子どもプラン推進事業を活用した居場所づくりが各市町村で取組まれている。不登校の子どもや若者の居場所を設けているNPOもある。</p> <p>ご意見のとおり、あらゆる場所に子どもたちがSOSを言えば救ってもらえるような場所があるかということ、まだ十分にできていないと思っており、県としては子どもプランの事業や、NPOの活動、市町村の協力を得ている居場所づくりを支援していきたい</p>	引き続き体制づくりに努める。	青少年家庭課
9	01松江	05_児童・家庭施策	04_その他	いじめに関するリーフレットについて	<p>子どもたちにどのような行為がいじめにあたるのかを具体的に示し、いじめを解消する為には子どもと大人が力をあわせて立ち向かう事が必要と伝え、いじめを見つけた場合の相談先を載せたリーフレットがあるか。</p> <p>無いとしたら作って貰えるか</p>	<p>現在、いじめについてのリーフレットは作っていない。</p> <p>教育委員会の方にも問い合わせたが、教職員、学校に向けた対応の手引きはホームページにも載せて作っているが、学校の学習活動の中でいじめについて子どもたちに伝えるためのリーフレットはまだ作っていないということだった。</p> <p>教育委員会と健康福祉部と一緒に検討していきたいと思っている。</p> <p>なお、「いじめ110番」や、県内11箇所のチャイルドラインも含めた電話相談ダイヤルを載せたカードを全部の小中高校生に配っている。</p>	いじめ防止に関する法律制定の動きも考慮しながら、県教育委員会と協議中	青少年家庭課
10	01松江	05_児童・家庭施策	04_その他	いじめ対策に係る教育委員会等と連携について	<p>いじめに関するリーフレットを作成するにあたり、いろいろな年代の子が分かる様に、小学校、中学校など具体的に割りやすいものを教育委員会と相談して作り、学校でいじめについて話し合う時間をもって欲しい。</p> <p>また、いじめを見たら助けてあげるからと一言で済ませる方とか、子どもがその人がいたら安心できるというオーラを感じさせてくれる方、子どもの変化を感じ取れる方など多くいるので、そういう方がいてくれる場所を作るのを前向きに検討頂きたい。</p>	教育委員会と一緒に検討していきたい	回答のとおり	青少年家庭課
11	01松江	05_児童・家庭施策	01_少子化対策・子育て支援	子育て支援に係る関係機関の連携について	<p>昨年度も乳幼児期の子どもを親を対象にした「子どもが子どもらしくいきる」ことをテーマとした事業を、県内20ヶ所以上で展開してきたが、助成金が主な財源である小さなNPOでは限界があり、県内の子育て世代、孫育て世代に全体にその大切さを伝えるまでには至らない。</p> <p>行政、子育て支援センター・保育所(園)・教育委員会・公民館などたくさんの子育てに係る人達、子育て支援をしている人達と協働でこのような事業が進められればと思う</p>	<p>県では、子どもの育ちや子育ての支援として、地域の実情に応じた取り組みを行うために、しまね子育てプラス事業を通じて、市町村に対し助成を行っている。</p> <p>また、子育て中の方や子育て支援者を対象とした交流会や子育て支援活動への助成など、地域の子育て力アップを目的とした委託事業を実施している。子どもたちの健やかな成長のためには、住民に一番身近な市町村を中心に、県や関係機関、学校、保育所、地域、NPOなど様々な主体と一緒に、関わっていくことが大切。</p> <p>県もいろいろな事業等考えているものもあり、一緒になって今後もやっていきたい。引き続き、積極的にご協力いただきたい。</p>	回答のとおり	青少年家庭課

No.	圏域	大項目	中項目	項目	意見・質問の概要	回答の概要	その後の措置状況	担当課
12	01松江	05_児童・家庭施策	01_少子化対策・子育て支援	長期で行う補助制度(事業)について	市や町に働きかけて、ワークショップ等の事業をするのは、分かっているのが難しく、そこから手を挙げて県や国のお金を取ってというのもすごく難しい。 また、単年のものも多く、よかったから次にとっても、次の事業はなく、市町村と一緒にやっても事業として広がっていくことが難しいと感じる。 長い期間でできる制度を作っていただきたい。	市町村やNPOとも話し合いをしながら良い形になるようにしたい	長期的な継続事業の補助制度は難しいが、市町村との関係づくりの協力は可能。 今ある県の補助制度や民間等の助成制度を積極的に活用しながら、市町村と良好な関係を築き、事業の拡大を図っていただきたい。	青少年家庭課
13	01松江	06_障がい施策	01_自立支援関係	サービス事業者への指導について	松江市では少しずつではあるが、障がい児に係る放課後児童デイなどのサービスが増え、家族のみで丸抱えにする子育ての苦労が緩和されてきているものの、実際、そのサービスが彼らの成長にとって有益であるかという疑問に感じることが多い。 サービス事業所が増えてもその実態というのはなかなか分からなく、首をかしげるようなところも目につくようになってきた。 サービス事業所への指導をきめ細かく行って欲しい。 また、利用者への調査や実際のサービス内容がチェックできるような体制を整えるべきではないか。	障がい児(者)に対する福祉サービスについては、社会福祉法人だけでなく、NPO法人、営利法人等も新規参入が可能となっており、一定の指定基準を満たせば知事の指定を受けて事業運営することが可能となっている。 この趣旨は、競争原理を働かせることにより、利用者がより良いサービスを選択できるようにしようとするもの。 新規参入が容易となったことにより、事業者間でサービスの質に格差が生じることが懸念されるので、県としては、定期的に、事業所に立ち入り、改善すべき点を改善させるとともに、不適切な運営を行っている事業所に対しては、処分を行うこともある。 立ち入り調査に際しては、利用者に対する個別支援計画の内容を点検し、サービスの内容が適切かどうかについても調査している。特に、不正や著しく不適切なサービスが疑われる場合は、利用者の方に事情を聴き状況を確認することもある。 また、指導監査のほか、苦情解決制度の充実、事業所の自主的な取組としての第三者評価、自己評価の実施や県独自の研修の実施など、様々な方法によりサービスの質の向上に努める	回答内容のとおり既に取り組んでいる。	障がい福祉課
14	01松江	06_障がい施策	03_障がい児施策	ペアレントメンター養成とペアレントトレーニングについて	分かりにくい障がいである発達障がいや軽度の知的障がいを有する子どもの子育てに必要なのは、保護者の「子どもをそうさせている障がいへの理解」と、「相談しやすい状況」を作ること、「相談窓口や協力者」を増やすこと等だと感じている。 その中で取り組みが遅れているのは、障がいがあった時点でのペアレントトレーニングである。 親子関係が崩れてしまう前にすみやかに取り組むことが大切だが、県で行っているペアレントメンター養成講座も有益に活用できると思う。 今後の取り組みに期待している。 人間関係が希薄になってきている日本の社会で、家族関係も様々な弱さを持つようになってきている。家族が全てにわたってよいわけではない。 障がい児の育ちにあたって、家族支援の大切さを十分承知して欲しい。	指摘のとおり、発達障がいの子どもの対応は、子育てしづらい特性を持つため、家族の負担も一般的な子育て以上の負担があると認識している。 発達障がい児の親が、子どもの障がいの特性を理解するための知識や、子どもに適した支援技術を学ぶ「ペアレント・トレーニング」という手法があり、日常場面で子どもの発達を促したり、親の子どもへの関わり方についてよい効果があるとされており、発達障害者支援センターや市町村、児童相談所などで取り組みが始まっている。 また、障がい児の子育ての経験があり、先輩親として「信頼のおける相談相手」となる「ペアレント・メンター」の養成にも取り組んでいるところ。 今後も「ペアレント・トレーニング」と「ペアレント・メンター」の2つの家族支援手法の普及について取り組む	回答のとおり	障がい福祉課
15	01松江	06_障がい施策	01_自立支援関係	療育手帳の様式について	療育手帳という名称は、療育の為の手帳のように名付けられているが、知的障がい児者が所持し、サービスを受ける為の手帳である。全国的に定まった形式や名称はないので、転勤の際などに戸惑うことがある。 島根県の場合、前回の改定の際に小さく所持しやすい大きさにはなったものの、本人にとっては不要な用紙が多く含まれ、本人携帯に不向きな形態になってしまったことは残念である。 目的に沿った、本人の所持しやすいものに改めて欲しい。 現状の手帳にある用紙は、療育を受ける親が持つのに配慮したものはあるが、近年「だんだんファイル」などの療育や教育支援ファイルの存在も増えていて、実際、幼児・児童・生徒の親でも療育手帳の用紙は使われない状況にある。	「療育手帳」の制度は、法で定められたものではなく、国の通知に基づき、各都道府県が交付要綱を作成し運用している。 現在発行している手帳の様式については、顔写真、氏名、障害程度等を記入する部分と、療育や相談の記録を記入する部分の2つに分かれており、療育や相談の記録を記入する部分については、一部の市町村で作成されている「相談支援ファイル」と重複する内容があり、そのような市町村では療育手帳の相談記録の様式は使われないこともある。 市町村によっては作成されていないということもあり、ただちに、一律にその分かれているものを廃止するというのではなく、必要のある方にはその相談、記録の部分を活用していただく必要があり、重複してその部分が整備をされている方については、写真と本人の名前の部分だけを使っても差し支えないと考えているので、臨機応変に対応していただきたい。	回答のとおり	障がい福祉課

No.	圏域	大項目	中項目	項目	意見・質問の概要	回答の概要	その後の措置状況	担当課
16	01松江	06_障がい施策	01_自立支援関係	目に見える障がいと見えない障がいとそれに対する県民への啓発について	目に見える障がいと目に見えない障がいについて聞きたい。そして、この運動が広がっていくと良いと思う。	障がいには様々な種類があり、それぞれごとにその特性や必要な配慮が異なる。 こうしたことへの理解を県民に広めていくための普及啓発活動として「あいサポート運動」を実施している。 障がいには、肢体不自由により車いすを使用されている方など外見からわかる場合もあるが、聴覚障がい、内部障がい、発達障がい、高次脳機能障がいなどは、外見からだけではわからない。 こうした外見だけではわからない障がいについての理解を広めていくことが、「あいサポート運動」の1つのポイントであると考えており、息の長い運動として継続的に取り組んでいきたい。	回答のとおり	障がい福祉課
17	01松江	06_障がい施策	01_自立支援関係	特別支援学校卒業後の障がい者就労支援について	障がい者、とりわけ高校卒業後の若年層の障がい者の就労支援に、今まで以上に尽力頂きたい。就労支援の実態を把握し、適切な施策を講じられたい。 特別支援学校から就労支援事業所への流れを、意識的に作り出す施策を検討されたい。	特別支援学校から就労支援事業所に進むか、一般就労されるかは、在学時に進路相談会が開催されており、卒業後の適正な進路が決定されるよう、学校と施設が連携してアセスメントが出来るよう環境整備に取り組む。	卒業後の適正な進路が決定されるよう、学校と施設が連携してアセスメント環境の整備をするモデル事業を平成25年度に浜田圏域で実施する予定。	障がい福祉課
18	01松江	06_障がい施策	01_自立支援関係	就労支援サービスについて	就労支援サービスが「使いづらい」状況を改善されたい。 利用期間が原則2年（延長でも3年）と短すぎる。柔軟な対応は可能だし、そのことの周知（市町村、学校、当事者、保護者などへ）を図られたい。 2年間で果たして就職できた方はどのくらいいるのか。なかなか就労ができていく人たちが2年間で就職できるのか。実態を把握しているのか。把握して彼らの実態に合った対応をお願いしたい。	就労移行支援施設は、原則2年間の訓練だが、必要に応じて1年延長をしている。 離職された場合、再度の利用が可能になっている。 適職診断、職業訓練等より専門的な国の機関として障害者職業センターや、県外ではリハビリセンター（吉備高原）があり必要に応じて利用が可能。 この事業については、市町村の障がい福祉サービスのメニュー。使いづらいという意見があったことを各市町村に伝える。	回答のとおり	障がい福祉課
19	01松江	06_障がい施策	01_自立支援関係	就労支援事業の実態について	就労支援事業の「実力」がわからない。 Bです、Aですと言われてもなかなか内容が分からないのが現状。 是非、内容を知らせて欲しい	福祉圏域ごとに設置された「就業・生活支援センター」ごとに、行政・教育機関、福祉施設等の関係者が集まる連絡会議を開催し、情報の共有を行っている。 連携の中心的役割は「就業・生活支援センター」が担っているので相談されたい。 事業所ごとの就労者数については、設置経緯や利用者の受け入れ事情も異なることから、現在公表はしていない。	回答のとおり	障がい福祉課
20	01松江	06_障がい施策	01_自立支援関係	就労支援事業所の増設について	就労支援事業所の数が少ない。	平成24年3月に策定した第3期島根県障害福祉計画において、就労支援事業所の増設を計画しているところであり、事業主体が増加するよう支援する。	回答のとおり	障がい福祉課
21	01松江	06_障がい施策	01_自立支援関係	障がい者の就労の場の確保について（県の模範）	就労の場の確保のために、県が模範を示されたい。 ステップアップ雇用から常用雇用へ。そろそろ「ステップアップ雇用」の段階は役割を終えたのではないか。 常用雇用に向け、次のステップを踏み出していきたい。	「ステップアップ雇用」の目的は、障がい者に雇用の場を提供すること、県の事務経験を生かし、民間の事業所を含んだ次のステップに進んでもらうことの2点にある。 任期満了を含む退職者22人のうち14人が一般就労されている。 なお、県の法定雇用率は、2.1%に対し、2.45%と基準を上回る雇用を行っている。	回答のとおり	障がい福祉課

No.	圏域	大項目	中項目	項目	意見・質問の概要	回答の概要	その後の措置状況	担当課
22	01松江	06_障がい施策	01_自立支援関係	県等が障がい者雇用する際の有期契約について	有期契約から長期または常用雇用へ。 外郭団体などで、障がい者を有期契約で雇用しているところが多いが、一定期間での雇用の打ち切り（雇い止め）を明言している事業所が多い。 障がい者については、このようなことのないよう早急に雇用実態を把握し、対策をとられたい。	県の一般的な嘱託職員は、雇用機会均等を確保するため5年以上の更新をしない方針で採用試験を実施しており、このことについては、募集の段階で周知し、理解いただいた上で受験していただいている。	回答のとおり	障がい福祉課
23	01松江	06_障がい施策	01_自立支援関係	高次脳機能障がい者の社会復帰支援施設の拡充について	高次脳機能障がい者の社会復帰に向けての地域リハビリ、生活リハビリの視点からの施設の拡充を求める。	日々の生活の中での刺激や生活そのものがリハビリとなることを支援者の方々に十分説明し理解頂くよう努めるとともに、本人の生きる意欲を引き出す支援が、施設やサービスの種別を問わず提供できるよう、脳外傷友の会ははじめ当事者・家族の会の協力を得ながら普及啓発に努める。 また、昨年度から先進的なリハビリテーションの知識・技術を習得し、地域への普及啓発を図るため、県内の支援機関職員を中国地方の拠点施設である広島県立障害者リハビリテーションセンターに派遣する事業を行っている。 今後も、高次脳機能障がいの普及・啓発を図っていくとともに、高次脳機能障がい者支援事業の継続実施・拡充を図りながら、支援体制の充実に努める	回答のとおり	障がい福祉課
24	01松江	06_障がい施策	02_精神保健	学校現場での心の教育について	学校教育現場で心の教育に取り組んで欲しい。 精神疾患は早期発見早期治療が重要とされています。保護者を巻き込んだ心の教育をお願いしたい。	学校教育現場での「心の教育」の実施主体は教育委員会になると思うが、各保健所で「こころの健康に関する出前講座」を実施しており、学校から依頼を受けて、心の悩み、心の病気に関する相談への対応を行っている。 その他、教育委員会や市町村などでも、学校教育現場を対象とした「心の教育」に関連した様々な取り組みがされていると聞いている。 指摘のとおり、精神疾患は早期発見早期治療は大変重要なので、健康福祉部としても、「心の教育」の充実に向け、適宜関係機関との協力を努めたい。	回答のとおり	障がい福祉課
25	01松江	06_障がい施策	02_精神保健	福祉医療制度の精神障がいへの適用拡大について	福祉医療費助成制度を精神障がい者にも適用して欲しい（入院医療費現在3割負担） 鳥取県、山口県では県単独で助成されている。島根県も是非検討して欲しい	現状において、精神障がい者の医療費助成に関して通院が中心となっている。 精神保健福祉領域での課題の一つに、いわゆる社会的入院の問題があり、この課題を解決するため「入院医療中心から地域生活中心へ」という基本的な考え方にに基づき、地域生活・地域定着を推進するための諸施策が展開されている。 入院への医療費助成はこの動きに逆行するところがあり、すぐに精神入院患者に医療費助成ということが判断できる状況にはない。 今後も国や他の都道府県の状況について注視をしていきたい。	回答のとおり	障がい福祉課

No.	圏域	大項目	中項目	項目	意見・質問の概要	回答の概要	その後の措置状況	担当課
26	01松江	06_障がい施策	01_自立支援関係	「介護中」マークの周知の取組について	<p>「介護中」マークについて、男性が女性の介護をする時、公衆トイレへ入る際は本当に必要だと感じた。他市では、家庭で介護をされている方も、外出される時、この「介護中」マークが必要と思われた方が窓口までこのマークを取りに来られたと言う話も聞いた。施設等だけでなく、各家庭でも必要な方には配布されるように希望する。</p> <p>今年8月に車いす利用の女性の方と散歩、ショッピングセンターに行く必要があり、「介護中」マークについて県の高齢者福祉課に電話したが、「それ何のことですか。そういうマーク知りません」と言われた。仕方なく米子から取り寄せたが、なぜこういうことが起きるのか聞きたい。</p>	<p>(高齢者福祉課) 「介護中」マークは、介護する方が周囲から偏見や誤解を受けることがないよう、静岡県で策定され、平成23年4月から同県内で配布されているもの。 平成23年12月に厚生労働省を通じて全国的な周知が図られ、本県においても、各市町村に周知するとともに、県ホームページに掲載して普及を図っていた。 今回、照会があった時には、職員の認識不足により答えることができず申し訳なく思っている。 より普及が進むよう、県で名刺大のものを一括作成して、各市町村に提供するようにした。また、引き続きホームページに掲載しているが、市町村だけでなく様々な団体への広報・通知をしていきたい。 周知が不十分だったと言うことがよく分かったので、本県の方が他県からマークを手に入れることがないように周知をしていきたい。</p> <p>(障がい福祉課) 介護マークについては高齢者の介護だけでなく、障がい者の介護場面でも必要なものだと考えており、障がい福祉課のホームページからも情報入手ができるような手立てを考えたい。 そして市町村の障がい福祉担当課にこの制度の周知を行い、高齢者福祉課と足並みをそろえて取り組んでいきたい</p>	<p>ポスターを作成するなどして、引き続き介護マークの周知に取り組んでいる。 市町村の障がい福祉担当課に対して介護マークの制度の周知を行うとともに、県の障がい福祉課のホームページにも掲載した。</p>	<p>高齢者福祉課 障がい福祉課</p>
27	01松江	06_障がい施策	01_自立支援関係	「介護中」マークの作成に係る要望	<p>介護マークについて、障がい者団体の研修会でこの問題が出た。 奥さんを介護して大型店のトイレに入ったが、ガードマンから介護者の証明をしると相当時間をとったとの話があり、その方からは「小さいものでは皆さん方に分かっていただけない。極端なことを言うとジャケットくらいのもので側から見て分かるようなものを全員に作って欲しい」と要望があったので付け加える。</p>	<p>(認知症の人と家族の会島根県支部松江地区会) 家族の会でベストのようなものができるという話もあり、見込みがあれば伝える。</p> <p>(高齢者福祉課) 介護マークについて見る人の啓発、周知がまだ十分でないことからマークに気付かれない可能性は出てくるので、そのマークが普及していく一方で、周りの人に理解してもらおう啓発も併せてやっていきたい</p>	<p>ポスターを作成するなどして、引き続き介護マークの周知に取り組んでいる。</p>	<p>高齢者福祉課</p>

No.	圏域	大項目	中項目	項目	意見・質問の概要	回答の概要	その後の措置状況	担当課
28	01松江	02_地域医療対策	04_その他	患者の相談先について	<p>がん患者に限らず、病気治療を継続する中で、経済的問題を抱えることは珍しくない。問題はそんな時どうすれば良いか、どこに相談すれば良いか、解らないで悩んでいること。</p> <p>がん相談員やMSWの存在があまりにも知られていない。医療関係施設に限らず、県庁、市町村、保健所など、掲示内容や掲示方法などもう少し具体的に解りやすく工夫して頂きたい。</p>	<p>(医療政策課) 患者やその家族の方からの相談内容は、皆それぞれ異なり、当然、その内容によって、適切な相談窓口も異なってくる。 意見にあった医療に関しては、県医療政策課内の医療安全相談窓口、各保健所内の医療相談窓口、各医療機関の相談室などに相談いただければ、内容によって直接回答できなくても、より適切な相談窓口を紹介できるよう、連携体制を整えている。 また、医療に関するものだけでなく、国・県・市町村・各種団体等が各種の相談窓口を設けており、各窓口間では横の連携体制もとっている。各市町村では、住民の多様な悩みに対応できるよう、何でも相談できる窓口（例：松江市民生活相談課うかがいます係など）を設置している。近くの相談窓口に、声をかけていただきたい。 なお、相談窓口のPR内容・方法等については、随時見直しを行っていく。</p> <p>(健康推進課：がん対策推進室) 県内6か所のがん診療連携拠点病院等に設置されている「がん相談支援センター」では、がんに関する様々な疑問や悩みに、専門の「がん相談員」が対応している。 意見のとおり、がん相談支援センター及びがん相談員の認知度が低いことについては以前からの課題となっている。 昨年度、がん相談支援センターのチラシを県内の医療機関や市町村に配布するとともに、県政広報誌「フォトしまね」に紹介記事を掲載するなどPRに努めたところであるが、依然認知度は低い状況。 がん相談支援センターを県民に知ってもらうことが先決であると考えており、9月の「がん征圧月間」における普及啓発活動の一環として、がん相談員と協力して、がん相談支援センターのPR活動を実施することとしている。今後も、様々な機会を活用して、がん相談支援センターのPRに努めていきたい</p>	9月のがん征圧月間で、がん相談支援センターのPRを実施。今後も引き続き周知に努める。	医療政策課 健康推進課（がん対策推進室）
29	01松江	03_地域保健対策	06_その他	性の健康教育について	<p>10代の妊娠は減少していない。 本会では平成11年より24時間対応の電話相談を実施し、今年度からは「思春期専門相談事業」として支援を頂いている。平成14年からは性教育出前講座を始め、昨年は102回実施。出雲地区が60回（67%）で最も多く、松江地区は5回だった。本会だけが性教育をやっているわけではなく、いろいろなどころの取り組みが重要だと思っており、この取組を紹介いただき、いのちの大切さを伝える出前講座が松江圏域でも展開できることを望む。</p>	<p>島根県の10代の人工妊娠中絶実施率は全国平均を下回って推移していたが、近年微増傾向にあり、全国平均と並んだ。望まない妊娠及び性感染症予防のために思春期における性教育は重要であり、松江保健所管内等での周知に努める。</p>	引き続き周知していく	健康推進課
30	01松江	02_地域医療対策	02_医療従事者	新生児蘇生法講習会の開催について	<p>助産師会では、平成27年度までに分娩を取り扱う助産師全員が新生児蘇生法のライセンスを取るようという目標を掲げているが、県内施設勤務助産師の未受講者もいる。 これは、一人のインストラクターに対し8人～10人しか受講できないという実習のため。 安全な分娩をする為にも県の支援を望む。</p>	<p>島根県においても安心安全な、お産を推進するため「お産あんしんネットワーク事業」を実施し、医療従事者等を対象とした研修会（新生児蘇生法講習会等）を医療機関に委託し、年2回程度実施している。今後も受講状況を見ながら研修会の機会を確保するよう努めていく。助産師会におかれても、引き続き支援・協力を頂きたい。</p>	H25当初予算に計上済み	健康推進課

No.	圏域	大項目	中項目	項目	意見・質問の概要	回答の概要	その後の措置状況	担当課
31	01松江	02_地域医療対策	03_がん対策	がん募金の成果、がんに関する意識調査結果について	がん募金配布の成果について…今後の対応 先般の「がんに関する意識調査」の分析、アクションプランについて	がん募金配布の成果について、今後、県のホームページに掲載する。 今後の対応については、引き続き、「がん専門医療従事者の養成」及び「がん対策普及・啓発」のために募金の活用をする。 「がんに関する県民意識調査」についてもホームページに掲載する。 アクションプランについては、既にホームページに掲載済み。	がん募金についてHPへ掲載済み	健康推進課 (がん対策推進室)
32	01松江	08_その他(共通)	02_公聴会	公聴会での意見の取り扱いと開催方法について	毎回、「ご意見をいただき施策へ反映させる」と表明されているが、実行された項目があるか。 県民に対する情報は極めて少ない。どのような事項を実施するのか部内での検討にとどまらず、県民に広く広報すべきと考える。 漠然とした公聴会では意味が無く、2～3時間では収集は難しいと思う。テーマを絞って資料を配付し、興味のある人だけで議論(?)したら良いと思う。 この会はイベントであるとの考え方なら別だが!!	公聴会で頂いた意見については、意見・回答の概要をまとめ、当該年度末における対応状況を加えた総括表を作成し、公聴会に参加された団体へ送付するとともに、県のホームページにおいて公開しているところ。今回指摘の、前年度の意見に対する県の対応状況について周知が不足していることについては、開催案内をする際に前年度の意見に対する県の対応状況について、県のホームページに掲載している事を記載するなど、今後、周知方法を検討したい。 また、公聴会の開催方法については、幅広く意見を出して頂くことにより、ご出席頂いた皆さんに直接関係ないと思われる意見についても、参考となる場合もあることから、これまで、テーマを絞って開催をしていなかった。 今年度開催した圏域別公聴会において、事前に頂いた意見や出席頂いた方が昨年度より多いことから、健康福祉部の施策について県民の皆様の関心がますます高まっていると感じたところであり、今回頂いた意見についても、今後の開催方法についての検討の際の参考とさせて頂きたい。	・公聴会の意見及び回答、対応状況については、県ホームページに掲載している。 ・公聴会の開催方法については、今後検討	健康福祉総務課
33	01松江	03_地域保健対策	02_難病対策	重症難病患者に係る一時入院支援事業の今後について	一時入院支援事業については、昨年、「重症難病患者の一時入院を受け入れる際、委託医療機関が対象患者の容態に応じた受け入れ環境の整備にかかる費用として、看護師夜間帯一人役に相当する費用を助成するもの。県としては入院中のコミュニケーション支援については、その必要性を認め、将来的には有償ボランティアなどに、こうした助成金を活用していただきたいと考える」との回答があった。 しかし現実には、私がレスパイトしている病院では1日当たりヘルパーを1時間、3000円分しか患者に確保しなかった。 一方、申請者が患者であるにもかかわらず、病院側は説明を求めても一切説明を拒んだ。患者は病院収入の手段にされていると思える。これでは県民に対し説明責任を果たせない。難病医療連絡協議会長からはヘルパー事業所に直接支払うべきと話があった。 今後の対応はどうか	レスパイト入院制度は平成21年4月より県が単独で事業をスタートし、その後、国が平成22年4月に事業化したもの。国の補助基準は14日/年であるが、本県では県単独で14日を追加して、28日/年の事業としている。 この事業は、在宅重症難病患者の一時入院を受け入れる医療機関を支援し、一時入院をより行いやすくし、ひいては、在宅における安定的な療養生活の継続につなげることを目的に実施している。 要綱上、本経費は対象患者の容態に応じた受入環境の整備にかかる費用に充当するものとしている。受け入れ病院の環境整備や負担軽減を行うことによって受け入れ病院の拡充を図ることとしている。 まず、この事業を全県に広めることとしており、当面、浜田圏域は受け入れ病院がないため、受け入れ病院の依頼を行い、今後、受け入れ医療機関が充実した後、本日頂いた意見も参考として検討する。	全県域において受け入れ医療機関の拡充を進めていく	健康推進課
34	01松江	03_地域保健対策	02_難病対策	重症難病患者に係る一時入院支援事業の入院対象期間について	一時入院支援事業による入院期間は、家族の介護負担を考えると年間28日は少ないと思うが、日数を増やす考えはないか	レスパイト入院期間である28日は、全国に先駆けて県単独で実施している期間。国の基準は14日間。 個々のケースによっては、28日間以上の事例もあるが、今後、稼働状況を見ながら事業を進めていく。	利用状況を見ながら進めていく	健康推進課

No.	圏域	大項目	中項目	項目	意見・質問の概要	回答の概要	その後の措置状況	担当課
35	01松江	03_地域保健対策	02_難病対策	たん吸引講習実績について	介護者のたん吸引講習について、非特定の者、特定の者、胃ろうについて、地区別の実施実績を教えてください	介護職員のたん吸引等の研修については、基本的には、各施設や事業者は「登録研修機関」として研修を実施することが可能であり、多くの事業者が登録研修機関となるための支援として、研修の指導者の養成を行う必要がある。しかし、現段階では制度が始まったばかりで、研修を希望する介護職員が多数存在する中、登録研修機関がまだ少ないため、円滑な制度運用に向けて、県としても直接あるいは委託により研修を実施しているところである。	特定の者対象については、小規模の事業所が多いことから、登録研修機関における研修については課題が多いと認識している。そのため、H24年度においては、県直営により基本研修を実施し、その後の実地研修についても、訪問介護事業所と訪問看護事業所が連携して実施できる仕組みを構築した。H25年度についても同様に実施していく。	高齢者福祉課
36	01松江	03_地域保健対策	02_難病対策	今後のたん吸引講習実施予定について	非特定の者、特定の者、胃ろうについて、今後の地区別吸引講習の実施予定を教えてください	将来的には、多くの事業者が研修の実施主体となり、それぞれの地域で多くの研修機会が確保される体制が整うことが望ましいと考える。県としては、今後の地域ごとの実施体制などを踏まえて、どのような支援ができるか検討していく。	特定の者対象については、小規模の事業所が多いことから、登録研修機関における研修については課題が多いと認識している。そのため、H24年度においては、県直営により基本研修を実施し、その後の実地研修についても、訪問介護事業所と訪問看護事業所が連携して実施できる仕組みを構築した。H25年度についても同様に実施していく。	高齢者福祉課
37	01松江	03_地域保健対策	02_難病対策	たん吸引実施可能な介護職員の養成への取組について	痰の吸引については、実施できるヘルパーがいないと在宅療養は不可能。 ニーズがないとよく聞かすが、積極的に関係者に働きかけて各圏域で研修を実施していただきたい。それなくして難病患者の在宅療養は不可能。 浜田圏域では痰吸引ができるヘルパーがいないなどの理由から県外に流出した家族もいる。 いつ誰が罹るか分からない難病であるので、住みよい島根を是非実現して欲しい。	在宅については、今年度から介護職員が実施できるようになり、まだ体制が十分に整っていないことは承知している。 今後、看護協会の協力も得ながら、在宅でヘルパーが痰吸引を実施できる体制が早く整うよう県としても取り組んでいきたい	特定の者対象については、小規模の事業所が多いことから、登録研修機関における研修については課題が多いと認識している。そのため、H24年度においては、県直営により基本研修を実施し、その後の実地研修についても、訪問介護事業所と訪問看護事業所が連携して実施できる仕組みを構築した。H25年度についても同様に実施していく。	高齢者福祉課